平成２１年（フ）第３８８号
東京都三鷹市新川４丁目25番10―701号
破産者　浅野　弘幸
1　決定年月日　平成21年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２０年（フ）第９４３号
横浜市金沢区鳥浜町１番地の１　南部市場内
破産者　光洋水産株式会社
1　決定年月日　平成21年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第９４４号
川崎市宮前区水沢１丁目１番１号
破産者　丸太水産株式会社
1　決定年月日　平成21年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８４０号
神奈川県藤沢市石川３丁目27番地の23
破産者　有限会社正徳商事
1　決定年月日　平成21年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３１号
岐阜県大垣市神田町１丁目１番地
破産者　株式会社グリルシャトーブリアン
1　決定年月日　平成21年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第４４号
岐阜県大垣市大井１丁目44番地の１
破産者　株式会社ブライダル藤田
1　決定年月日　平成21年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第９号
和歌山県御坊市薗940番地
破産者　増田　　享
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２０年（フ）第５１３号
新潟県新潟市中央区南笹口１丁目14番18号　シャルマンコーポ駅南313号、前住所新潟県新潟市江南区砂岡４丁目８番15号
破産者　成海　裕美
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２０８号
静岡県浜松市浜北区西美薗2098番地の３
破産者　村松　浩之
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２０年（フ）第３８７号
山梨県南巨摩郡増穂町最勝寺1284番地の３
破産者　深澤　　久
1　決定年月日　平成21年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第７４号
山梨県甲州市勝沼町等々力1433番地
破産者　古屋　　悟
1　決定年月日　平成21年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第９４号
山梨県笛吹市石和町広瀬939番地　グレープファーム203号、韓国での住所慶尚北道金泉市城内洞90―10
破産者　崔　　奎天
1　決定年月日　平成21年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成１９年（フ）第９３７３号
大阪市生野区桃谷２丁目９番22号
破産者　陽工務店こと　西村　哲夫
1　決定年月日　平成21年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第１３５３号
大阪市生野区鶴橋１―７―９、外国人登録原票上の住所堺市北区新金岡町２丁５番25―205号
破産者　加根元英採こと　金　　英採
1　決定年月日　平成21年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第２１７４号
大阪府茨木市平田１―７第一茨木ビューハイツ３号棟405、開始決定時の住所大阪府茨木市中津町８番７号
破産者　田村　通浩
1　決定年月日　平成21年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第６９１０号
大阪市都島区都島北通１丁目９番８号　上掘ハイツ103号
破産者　森　　哲哉
1　決定年月日　平成21年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第９３１４号
大阪市西淀川区姫里３丁目13番48―903号
破産者　宮田冨貴子
1　決定年月日　平成21年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１２９号
堺市東区日置荘西町７丁22番18―203号、前住所堺市東区北野田531番地４
破産者　共立印刷所こと　田中　昭保
1　決定年月日　平成21年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４６０号
大阪府枚方市牧野阪１丁目７番25号
破産者　竹下　陽子（旧姓庄司）
1　決定年月日　平成21年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５５４号
大阪府吹田市千里山竹園１丁目27番35号
破産者　阪本　孝一
1　決定年月日　平成21年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部